

委員会の審議内容等の取扱いについて（案）

平成30年●月●日

地（知）の拠点大学による地方創生推進事業委員会決定

1. 地（知）の拠点大学による地方創生推進事業委員会（以下「委員会」という。）の会議及び会議資料は、原則公開とする。

ただし、次に掲げる場合であって委員会が非公開とすることを決定したときは、この限りでない。

1) 審査・評価に関する調査審議など公平・公正な審議に影響を及ぼすことが懸念される場合

2) その他委員長が公開することが適当でない判断した場合

なお、専ら審査・評価又はフォローアップに関する調査審議を行う部会の会議及び会議資料については、審議の円滑な遂行確保の観点から非公開とする。

2. 委員会の議事要旨は、上記に掲げる場合を除き、原則公開とする。

3. 審査・評価結果は、文部科学省へ報告するとともに、日本学術振興会のホームページへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。

4. 委員の氏名等については、評価結果等の公表後に公表することとする。